

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	統計改革の基本方針の取組方針
第3-2(1) 統計基準の整備・表章区分の 標準化	<地域区分のあり方> ① 2018年1月運用開始予定の次期政府統計共同利用システムの改修において、e-Statの統計情報データベースに登録されている統計調査の都道府県別データについて、主要な地方ブロック別にデータを取得する機能を追加
	統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目
	② 各府省統計間で異なっている地域区分について、比較・再集計可能性を、ユーザーニーズを踏まえつつ、着実に向上。
	現行基本計画の該当項目
	③ 統計基準については、今後とも、継続性の観点に留意しつつ、社会経済情勢の変化等を踏まえ、設定又は改定からおおむね5年後を目途に、改定の必要性について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる。 ④ 各府省と連携して、基幹統計を中心に表章区分（年齢や事業所規模等）の現状を整理した上で、標準的な表章区分の在り方について検討する。（平成29年度末までに結論を得る。）
これまでの統計委員会の意見	—
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	① 地方ブロック区分の標準化に向けた当面の措置として、2018年1月運用開始予定の次期政府統計共同利用システムの改修において、e-Statの統計情報データベースに登録されている統計調査の都道府県別データについて、主要な地方ブロック別にデータを取得する機能を追加する予定。（総務省） ② 地方ブロック区分の標準化については、基幹統計における表章の現状等を踏まえ、標準化の実現可能性も含め、その在り方について検討を行っているところ。（総務省） ③ 統計改革推進会議の最終取りまとめを踏まえて、日本標準産業分類の見直しを行う予定。（総務省）

	④ 基幹統計における表章区分の現状の整理結果を踏まえ、標準的な表章区分の在り方について検討を行っているところ。(総務省)
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)	○ 統計における地域区分の比較・再集計可能性の向上については、平成 30 年 1 月運用開始予定の次期政府統計共同利用システムの改修において、e-Stat の統計情報データベースに登録されている統計調査の都道府県別データについて、主要な地方ブロック別にデータを取得する機能を追加する予定とされており、当該機能追加によりその比較・再集計可能性が向上するものと評価できる。<u>一方で、更なる統計の比較可能性の向上については、基幹統計における表章区分の現状は、統計の目的や調査実施府省の出先機関など施策立案のために必要な地域ブロックになっていること等を踏まえると、一律に表章区分の標準化を図ることは、施策立案に必要な結果が得られないなどの結果利用面からの課題がある。また、標本数や標本設計は、現在の表章区分で精度が確保できるように設計されていることから、その見直しが生じるおそれがあるなど精度面での課題も考えられる。一方で、更なる統計の比較可能性を向上させることは重要であるためこれらの課題に留意しつつ、基幹統計を中心とした結果表章における地域ブロック区分の比較可能性の向上に向けて、引き続き標準的な地域区分の在り方について検討を進める標準化に引き続き取り組む必要があるのではないか。</u>(①、②) ○ 既存の統計基準については、引き続き、継続性の観点に留意しつつ、社会経済情勢の変化等を踏まえ不断の検討・検証を行う。<u>ことを記載する必要はない。特に、日本標準産業分類は平成 35 年度の見直しに向けて検討を進め、その検討と併せて、専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関し日本標準産業分類における取扱いを整理する必要があるのではないか。</u>(⑤) ○ <u>年齢や事業所規模等について、基幹統計における表章区分の現状の整理結果を踏まえると、調査の目的や標本数、調査事項の設定方法などから、一律に表章区分の標準化を図ることは精度面、結果利用面からの課題があるものの、統計間の比較可能性を向上させることは重要である。このため、更なる現状把握を踏まえ、などを行いつつ、基幹統計を中心とした標準的な更なる表章区分の標準化の在り方について検討を進めるに</u>取り組む必要があるのではないか。(⑥) <基本的な考え方> ○ <u>統計間の比較可能性や、再集計可能性を向上を図るため、各府省と連携し、地域ブロック区分、年齢、事業所規模などの結果表章に係る標準的な区分の在り方について検討を進め、平成 30 年度中に結論を得るとともに、年齢、事業所規模などの結果表章に係る標準的な区分の在り方についても、現状の更なる精査を行った上で検討を進め、標準的な表章区分の在り方について平成 31 年度から順次結論を得る。また、とともに、各府省は、調査の特性や精度に留意しつつ、その導入にこの結論に則った対応に努める。</u>(総務省、各府省) ○ <u>平成 35 年度の日本標準産業分類の次期改定と併せて、法人番号と事業所母集団データベースとの照合により追加される企業の確認結果や、企業等の活動実態や実査可能性等を踏まえつつ、専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する日本標準産業分類上の整理に取り組む。</u>(総務省)

備考（留意点等）	—
----------	---